高圧ガス保安法手続マニュアル
（第一種製造者（一般・液石）編）

高圧ガス保安法（以下、「法」という。）の一般保安規則（以下、「一般則」という。）および液化石油ガス保安規則（以下、「液石則」という。）の適用を受ける第一種製造者に適用する。

第一種製造者（一般・液石）とは

圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積が1日100㎥（第一種ガスの場合は300㎥）以上である設備を使用して、高圧ガスの製造（容器に充てんすることを含む）をするため許可を受けた者

【目次】

	頁
手続にあたっての注意点（提出前に必ず確認してください）	1
高圧ガス製造許可申請書	4
高圧ガス製造施設等変更許可申請書	8
製造施設完成検査申請書	11
危害予防規程届書	13
高圧ガス保安統括者届書等	13
高圧ガス製造開始届書	17
高圧ガス製造施設軽微変更届書	18
保安検査申請書	21
高圧ガス保安協会（指定保安検査機関）保安検査受検届書	22
高圧ガス製造施設休止届書	23
第一種製造事業承継届書	24
高圧ガス製造廃止届書	24
巻末資料（様式集）	

令和7年4月

福井県防災安全部消防保安課

手続にあたっての注意点

第一種製造者（一般・液石）が、法に基づき必要となる手続を行う際の注意点は、下記のとおりです。

1　提出方法

原則として福井県電子申請サービス（以下、「電子申請」という。）を利用して提出すること。

インターネット環境がないなどの理由で電子申請ができない場合は、書類を郵送（返信用封筒（必要な切手を貼付したもの）を同封）または持参（訪問日時について県担当者と事前に相談）すること。

なお、保安検査申請書および高圧ガス保安協会（指定保安検査機関）保安検査受検届書について、提出方法等が異なるので該当ページを確認すること。

2　提出先

〒910-8580　福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県防災安全部消防保安課

3　提出部数

電子申請の場合：1部（納入済証を除き、すべて電子データで提出すること）
郵送または持参の場合：2部（正本（県提出用）1部・副本（届出者返戻用）1部）

4　申請手数料

(1)対象となる手続

ア　高圧ガス製造許可申請書
イ　高圧ガス製造施設等変更許可申請書
ウ　製造施設完成検査申請書
エ　保安検査申請書

(2)納付方法

ア　福井県手数料納付システム（以下、「システム」という。）

福井県手数料納付システム利用者記入用紙兼納付書貼付台紙（以下、「台紙」という。）に、申請者名、申請区分、申請手数料金額、決済完了メールに記載のある12桁の取引 ID を記入すること。

※申請者名以外で手続をした場合は、台紙の申請者名の欄について、申請者名を記載した後に（　）書きで手続をした際の名称を記載し、申請者との関係が分かる資料（名刺など）を添付すること。

＜記入例＞
申請者名：〇〇ガス株式会社（△△△△）

イ 納付書

台紙に、申請者名、申請区分、申請手数料金額を記入し、納入済証を貼付すること。

(3)留意事項

(1)の手続において、1件の申請で手数料金額が30万円以上の場合は、コンビニ決済での納付ができませんので、その他の決済方法を利用してください。

高圧ガス製造開始までの手続

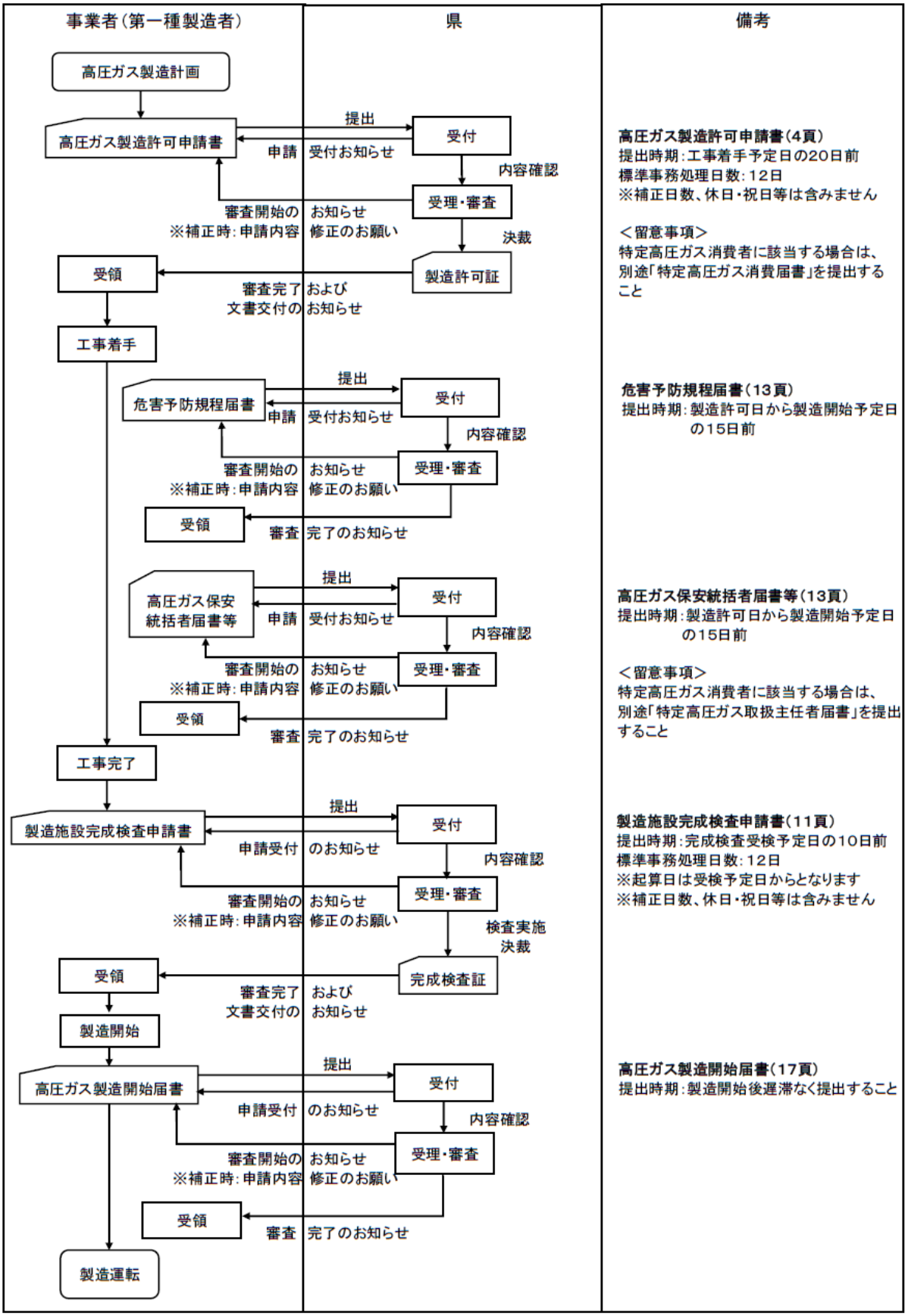

高圧ガス製造施設等変更（軽微な変更を除く）の手続

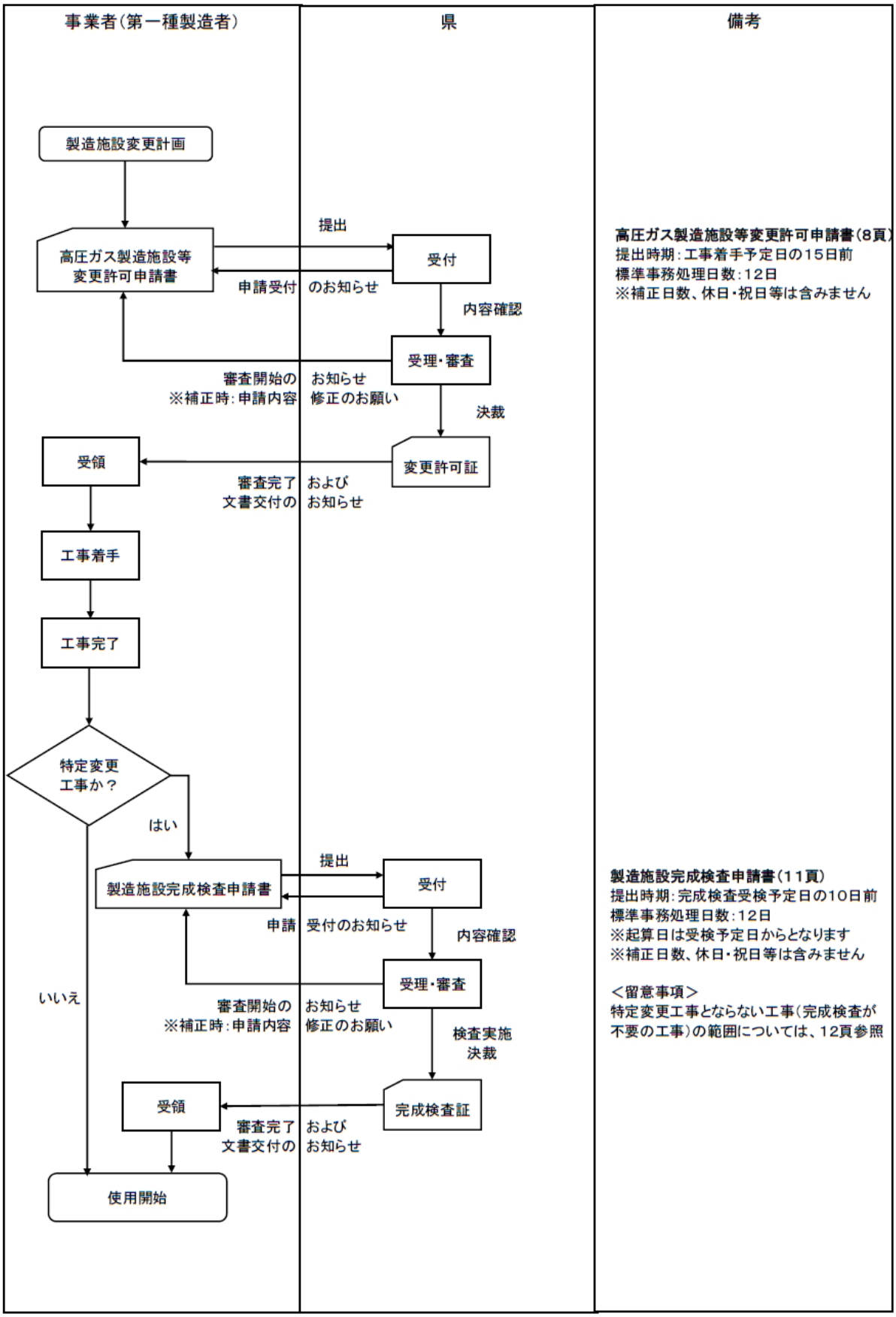

高圧ガス製造許可申請書

1日の処理能力が100㎥以上(第一種ガスは300㎥以上)の設備を使用して高圧ガスの製造をしようとする者(以下、「第一種製造者」という。)が、法第5条第1項第1号に基づき必要となる手続は、下記のとおりです。

1 申請単位
「事業所」ごとに行うこと。

2 提出時期
原則として工事に着手しようとする日の20日前までに行うこと。
※標準事務処理日数【12日】(補正日数、休日・祝日等は含みません。)

3 添付書類
高圧ガス製造許可申請書のほか、以下のような書類が必要になります。

No	必要となる書類	備考
1	申請者の適格性を確認する書類等	
	(1)委任状	代表者以外の者が手続をするとき
	(2)登記事項証明書のコピー	履歴事項全部証明書(法人の場合)
	(3)住民票の写しのコピー	市区町村長発行のもの(個人の場合)
2	製造計画書	
3	製造計画書の添付資料	
	(1)事業所全体平面図	
	(2)高圧ガス製造施設配置図	
	(3)製造設備等のフローシート・配管図	
	(4)機器一覧表およびその仕様書、構造図、強度計算書等	
	(5)高圧ガス設備の基礎および支持構造物の構造を示した図面	
	(6)耐震設計構造物に係る計算書	
	(7)容器置場、処理設備建屋等の図面	
	(8)保安設備の機能、構造等を説明する書面および図面	
4	高圧ガス設備の使用の経歴および保管状態の記録	当該高圧ガス設備を移設して使用するとき
5	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律における充てん設備の許可証の写し	移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の許可を受けたものの申請の場合

4 提出書類作成要領
(1)高圧ガス製造許可申請書
ア 適用規則
申請時に適用される規則を選択すること。

イ 名称(事業所の名称を含む。)
法人にあっては法人名称に加えて事業所名まで記入すること。
個人にあっては事業所名を記入すること。
＜記入例＞
法人:○○産業株式会社○○工場、個人:○○事業所

ウ　事務所(本社)所在地
　法人にあっては登記してある本社の所在地を記入し、個人にあっては住民登録の場所を記入すること。

エ　事業所所在地
　高圧ガスの製造を行おうとする所在地を記入すること。

オ 製造する高圧ガスの種類
　高圧ガスの名称およびその状態(圧縮、液化、圧縮＋液化)を記入すること。

カ　代表者氏名
　法人にあっては法人の名称、代表者の役職名および氏名を記入すること。
　個人にあっては氏名を記入すること。
　※申請は、当該法人の代表権を有する者が行うものですが、事業所の長等が代理人となって申請することもできます。この場合、代表者から代理人に対しての委任を証した書面(委任状)を添付すること。

(2)製造計画書
　製造計画書の記載項目およびその記載内容等は、以下の例により作成すること。

＜記入例＞

製造計画書

1　製造の目的および方法
　製造する高圧ガスの種類およびその製造目的を具体的に記載し、高圧ガスの製造手順を箇条書で簡潔に記載すること。

2　処理設備の処理能力および性能
　高圧ガスの種類毎に計算した処理能力を表にまとめ、個々の算式を記載すること。

高圧ガスの種類	設備名	型式	台数	処理能力 Nm³／日	備考
合計					

※高圧ガスの種類には、その高圧ガスの状態(圧縮、液化、圧縮＋液化)を合わせて記載すること。
※表に続けて設備ごとの計算式を記載すること。

3　貯蔵設備の貯蔵能力および性能
　高圧ガスの種類毎に計算した貯蔵能力を表にまとめ、個々の算式を記載すること。

高圧ガスの種類	設備名	公称能力 (m³・kg)	基数	貯蔵能力 (m³・kg)	備考

※貯蔵設備が配管に接続されている場合には一群として合算して算出し、その他の場合は個々の貯蔵設備毎に算出すること。
※高圧ガスの種類には、その高圧ガスの状態(圧縮、液化、圧縮＋液化)を合わせて記載すること。
※表に続けて設備ごとの計算式を記載すること。

4　保安物件に対する距離

(1)設備距離

平面図に保安距離の範囲を図示し、平面図内に存する最も近い第一種保安物件および第二種保安物件を明示すること。

ア 高圧ガス設備は、第一種保安物件に対し第一種設備距離以上を有すること。
一般高圧ガス:可燃性または毒性ガス＝L1、酸素＝L2、その他のガス＝L3以上の確保
液化石油ガス:L1以上の確保

イ 高圧ガス設備は、第二種保安物件に対し第二種設備距離以上を有すること。
一般高圧ガス:可燃性または毒性ガス＝L2、酸素＝L3、その他のガス＝L4以上の確保
液化石油ガス:L4以上の確保

高圧ガスの種類	貯蔵能力または処理能力	第一種設備距離		第二種設備距離		備考
		法定距離	実際距離	法定距離	実際距離	

(2)置場距離

平面図に保安距離の範囲を図示し、平面図内に存する最も近い第一種保安物件および第二種保安物件を明示すること。

ア 容器置場は、第一種保安物件に対し第一種置場距離(ℓ1)以上を有すること。

イ 容器置場は、第二種保安物件に対し第二種置場距離(ℓ2)以上を有すること。

高圧ガスの種類	容器置場の面積	第一種置場距離		第二種置場距離		備考
		法定距離	実際距離	法定距離	実際距離	

5　技術上の基準(法第8条第1号および第2号)に関する事項

技術上の基準に適合していることを該当規則の条項ごとに対応して記述すること。

＜対応条項＞
一般高圧ガス:定置式製造設備の場合(一般則第6条)
一般高圧ガス:移動式製造設備の場合(一般則第8条)
液化石油ガス:定置式製造設備の場合(液石則第6条、第8条)
液化石油ガス:移動式製造設備の場合(液石則第9条)

規則の条項号	基準項目	対応事項	備考(別添資料等№)

(3)製造計画書に添付して必要になる書類等

申請の内容にもよりますが、以下のような書面または図面を添付してください。

ア 事業所全体平面図

(ア)事業所境界線を明示のこと。
(イ)高圧ガス製造施設の位置を図示すること。
(ウ)事業所と隣接する他事業所等や民家等付近の状況が示されていること。
(エ)保安距離を図示すること。
(オ)火気取扱施設、危険物施設の位置を図示すること。
(カ)耐震設計の必要な施設については、ボーリングをした位置を明示のこと。
(キ)警戒標の種類および設置位置を明示のこと。

イ 高圧ガス製造施設の配置図

(ア)貯蔵設備、処理設備等の高圧ガス製造設備の設置位置、大きさおよび設備間距離等を図示すること。
(イ)次の設備がある場合は図示等をすること。
ａ 容器置場の位置
ｂ 障壁、防液提の設置位置
ｃ 防消火設備(散水装置を含む)の操作位置等(ポンプの駆動場所、消火栓の位置、消火器の設置位置、本数等)
なお、操作位置と対象設備間の距離も図示すること。
ｄ ガス漏洩検知警報設備の検知部、外部発報部および濃度指示・警報場所
ｅ 緊急遮断弁の設置位置および操作位置
なお、操作位置と対象設備間の距離も図示すること。
ｆ 通報設備の設置位置
ｇ タンクローリーの停車位置

ウ 製造設備等のフローシート・配管図

(ア)機器一覧表による個々の機器の整理番号を書き込むこと。
(イ)通常の使用状態における液・ガスライン、受入・払出ラインについて、色分け等により分かりやすくすること。
(ウ)ガス設備、高圧ガス設備および圧力区分を明確にすること。
(エ)除害設備の処理フローも記載すること。
(オ)配管図は平面図により、製造設備から消費設備までのルートが把握できること。また、アイソメ図によるなど、できるだけ立体配管図も添付すること。

エ 機器一覧表およびその仕様書、構造図、強度計算書等

貯蔵設備、処理設備、その他の主要高圧ガス設備(弁類、配管、ローディングアーム等)について、設備の種類ごとに機器一覧表を作成し、さらに、メーカー等が作成した以下の書類を添付すること。
(ア)仕様書および構造図
(イ)強度計算書(特定設備検査合格品、高圧ガス設備試験合格品および認定試験者試験等合格品を使用する場合は、認定書等を添付することで省略可能)
(ウ)安全弁にあっては、吹出量計算書

オ 高圧ガス設備の基礎および支持構造物の構造を示した図面

基礎図には、配筋の太さ、ピッチ、材質等を明示すること。

カ 耐震設計構造物の計算書

基礎および支持構造物についての計算条件および計算結果の書面であり、一級建築士による確認を得たものであること。

キ 容器置場、処理設備建屋等の図面
（ア）容器置場の寸法、屋根の材質を明らかにすること。
（イ）換気口の数、面積、場所等を図示すること。
（ウ）ガスの種類別に置場を明示すること。
（エ）充てん容器置場、残ガス容器置場の区分を明示すること。
（オ）容器置場内の通路を明確にしたい場合は、通路を明示のこと。

ク 保安設備の機能、構造等を説明した書面および図面
（ア）防火設備の散水配管図、散水量計算書（散水ポンプ能力、圧力損失計算書等）、貯水量計算書
（イ）ガス検知警報設備の仕様
（ウ）除害設備の能力および仕様
（エ）防液堤、障壁等の構造図
（オ）保安電力の性能および設置場所

高圧ガス製造施設等変更許可申請書

第一種製造者が、製造のための施設の位置、構造もしくは設備の変更の工事をし、または製造する高圧ガスの種類もしくは製造の方法を変更しようとする際、法第14条第1項に基づき必要となる手続は、下記のとおりです。

1 申請単位
「許可を受けている製造事業所」ごとに行うこと。

2 提出時期
原則として工事に着手しようとする15日前までに行うこと。
※標準事務処理日数【12日】（補正日数、休日・祝日等は含みません。）

【注意点：スクラップアンドビルドの考え方について】
製造設備を更新する場合は、変更前の処理能力から撤去する製造設備の分を控除した処理能力に対する変更後の増加分を元に手数料額を算出すること。
＜計算例＞
現在の処理能力が 270,000N ㎥/日の事業所が、既存の 80,000N ㎥/日のポンプを撤去し、80,000N ㎥/日のポンプを増設する場合
計算式：270,000[変更後]―（270,000[変更前]―80,000[撤去ポンプ分]）
＝80,000N ㎥/日[増設ポンプ分]
⇒変更許可申請手数料 69,000 円
※270,000[変更後]―270,000[変更前]＝0N ㎥/日
⇒変更許可申請手数料 16,000 円ではありませんので、特に手数料納付システムを利用する場合は注意してください。

3 添付書類
高圧ガス製造施設等変更許可申請書のほか、以下のような書類が必要になります。

No	必要となる書類	備考
1	委任状	代表者以外の者が手続をするとき
2	製造施設等変更明細書	
3	製造施設等変更明細書の添付資料	変更の内容により下記書類等を適宜添付すること
	(1)事業所全体平面図	
	(2)高圧ガス製造施設配置図	変更部分が明確になるよう色分けするとともに、必要に応じ変更前・変更後の図面を作成して添付すること
	(3)製造設備等のフローシート・配管図	
	(4)機器一覧表およびその仕様書、構造図、強度計算書等	
	(5)高圧ガス設備の基礎および支持構造物の構造を示した図面	
	(6)耐震設計構造物に係る計算書	
	(7)容器置場、処理設備建屋等の図面	
	(8)保安設備の機能、構造等を説明する書面および図面	
4	高圧ガス設備の使用の経歴および保管状態の記録	当該高圧ガス設備を移設して使用するとき
5	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律における充てん設備の許可証の写し	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の許可を受けた充てん設備(移動式製造設備)を既存の製造施設に新設・増設するとき

4 提出書類作成要領

(1)高圧ガス製造施設等変更許可申請書

ア 適用規則

申請時に適用される規則を選択すること。

イ 名称(事業所の名称を含む。)

許可を受けた(許可証記載の)事業所名を記入すること。

＜記入例＞

法人:○○産業株式会社○○工場、個人:○○事業所

ウ 事務所(本社)所在地

法人にあっては登記してある本社の所在地を記入し、個人にあっては住民登録の場所を記入すること。

エ 事業所所在地

許可を受けた(許可証記載の)事業所所在地を記入すること。

オ 変更の種類

変更の内容を具体的に記入すること。

カ 代表者氏名

法人にあっては法人の名称、代表者の役職名および氏名を記入すること。
個人にあっては氏名を記入すること。
※申請は、当該法人の代表権を有する者が行うものですが、事業所の長等が代理人となって申請することもできます。この場合、代表者から代理人に対しての委任を証した書面(委任状)を添付すること。

(2)製造施設等変更明細書

製造施設等変更明細書の記載項目およびその記載内容等は、以下の例により作成すること。

＜記入例＞

製造施設等変更明細書

1 変更の目的

変更の目的を具体的に記載すること。

2 変更の内容

製造施設または製造方法の変更の区分を明確にしながら、箇条書で簡潔に記載すること。

3 処理設備の処理能力および性能(変更あり ・ 変更なし)

変更の有無を〇で囲むこと。

高圧ガスの種類	設備名	処理能力(Nm³／日)			備考
		変更前	変更後	増減	

※高圧ガスの種類には、その高圧ガスの状態(圧縮、液化、圧縮＋液化)を合わせて記載すること。
※表に続けて増減する設備の計算式を設備ごとに記載すること。

4 貯蔵設備の貯蔵能力および性能(変更あり ・ 変更なし)

変更の有無を〇で囲むこと。

高圧ガスの種類	設備名	貯蔵能力(㎥・kg)			備考
		変更前	変更後	増減	

※貯蔵設備が配管に接続されている場合には一群として合算して算出し、その他の場合は個々の貯蔵設備毎に算出すること。
※高圧ガスの種類には、その高圧ガスの状態(圧縮、液化、圧縮＋液化)を合わせて記載すること。
※表に続けて増減する設備の計算式を設備ごとに記載すること。

5 保安物件に対する距離

(1)設備距離(変更あり ・ 変更なし)

変更の有無を〇で囲み、変更がある場合は下記により記載すること。

平面図に保安距離の範囲を図示し、平面図内に存する最も近い第一種保安物件および第二種保安物件を明示すること。

ア 高圧ガス設備は、第一種保安物件に対し第一種設備距離以上を有すること。
一般高圧ガス:可燃性または毒性ガス＝L1、酸素＝L2、その他のガス＝L3以上の確保
液化石油ガス:L1以上の確保

イ 高圧ガス設備は、第二種保安物件に対し第二種設備距離以上を有すること。
一般高圧ガス:可燃性または毒性ガス＝L2、酸素＝L3、その他のガス＝L4以上の確保
液化石油ガス:L4以上の確保

高圧ガスの種類	貯蔵能力または処理能力	第一種設備距離		第二種設備距離		備考
		法定距離	実際距離	法定距離	実際距離	

(2)置場距離(変更あり ・ 変更なし)
変更の有無を〇で囲み、変更がある場合は下記により記載すること。
平面図に保安距離の範囲を図示し、平面図内に存する最も近い第一種保安物件および第二種保安物件を明示すること。

ア 容器置場は、第一種保安物件に対し第一種置場距離(ℓ1)以上を有すること。

イ 容器置場は、第二種保安物件に対し第二種置場距離(ℓ2)以上を有すること。

高圧ガスの種類	容器置場の面積	第一種置場距離		第二種置場距離		備考
		法定距離	実際距離	法定距離	実際距離	

6 技術上の基準(法第8条第1号および第2号)に関する事項
技術上の基準に適合していることを該当規則の条項ごとに対応して記述すること。

＜対応条項＞
一般高圧ガス:定置式製造設備の場合(一般則第6条)
一般高圧ガス:移動式製造設備の場合(一般則第8条)
液化石油ガス:定置式製造設備の場合(液石則第6条、第8条)
液化石油ガス:移動式製造設備の場合(液石則第9条)

規則の条項号	基準項目	対応事項	備考(別添資料等№)

(3)製造施設等変更明細書に添付して必要になる書類等
変更の内容により、「3 添付書類」による書類を適宜添付すること。
記載方法は、製造許可の手続の項(4(3)製造計画書に添付して必要になる書類等の作成要領)を参照のこと。
なお、変更箇所が複雑な図面等にあっては、変更部分が明確になるよう色分けするとともに、変更前、変更後の図面を添付すること。

製造施設完成検査申請書

第一種製造者が、製造のための施設の位置、構造もしくは設備の変更の工事をした際、法第20条に基づき必要となる手続は下記のとおりです。

1 申請単位
製造許可、変更許可ごとに行うこと。

2 提出時期
原則として完成検査を受検しようとする10日前までに行うこと。
※標準事務処理日数【12日】(補正日数、休日・祝日等は含みません。)
※標準事務処理日数の起算日は完成検査受検予定日からとなります。

3　添付書類

製造施設完成検査申請書のほか、以下のような書類が必要になります。

No	必要書類
1	高圧ガスフローシートに機器番号（成績書の番号）を記載した書類 ※完成検査当日に、機器番号照合用として印刷したものを別途用意すること
2	特定設備検査合格証、高圧ガス設備試験等成績証明書、認定試験者試験等成績書 または、コールドエバポレーター移設性能検査合格証の写し等 ※試験証明書の写しを提出する場合、設備製作時の検査記録の添付は不要
3	認定品等がない高圧ガス設備類については、メーカーの自主検査成績書（耐圧試験、気密試験、肉厚、材質等を記録したもの）およびミルシート
4	配管（認定配管を除く）については、工事施工会社の耐圧試験等成績書（試験実施年月日、実施場所、気温、試験範囲、圧力、試験流体、保持時間、立合者等を明記したもの）および検査実施時の写真（配管全系および圧力計の指針が読み取れるもの）、ミルシート
5	設備の基礎および障壁の構造、工程がわかる写真等
6	保安設備の検査記録
7	圧力計、液面計等の計測機器の基準器との比較検査成績書
8	その他技術上の基準に係る項目の資料

4　完成検査の検査項目

（1）製造施設設置位置および設備レイアウトの確認
（2）高圧ガスフローシートによる機器との照合
（3）機器と成績書との照合
（4）常用圧力以上による気密試験
（5）保安設備の作動試験
（6）その他技術上の基準に係る項目についての確認

5　受検にあたっての留意事項

（1）受検希望日の調整や検査内容等の確認のため、県担当者と事前打合せを行うこと。
※災害対応などにより完成予定日に検査が実施できない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。
（2）事前打合せの結果は、申請担当者から現場担当者に漏れなく伝達しておくこと。
（3）完成検査当日は、現地において当該事業所の保安責任者が必ず立ち会うこと。

6　完成検査不要の変更工事（法第20条第3項）

完成検査不要となる工事の範囲（一般則第33条第1号および第2号、液石則第34条第1号および第2号）は下記のとおりです。

（1）ガス設備（耐震設計構造物に係る特定設備を除く）の取り替えまたは設置位置の変更（高圧ガス設備の取り替えについては認定品または特定設備検査合格品への取り替えに限る）の工事であって、処理能力の変更が変更前の20%以内の増減のもの

（2）処理能力が100（第1種ガスは300）㎥／日未満の製造設備（耐震設計構造物に係るものを除く）の追加の変更工事で、他の製造施設とガス設備で接続されていないもので、かつ他の製造施設の機能に支障を及ぼすおそれがないもの

危害予防規程届書

第一種製造者が、危害予防規程を定め、または変更したときに、法第26条第1項に基づき必要となる手続は、下記のとおりです。

1 届出単位
「製造事業所」ごとに行うこと。

2 提出時期
新規の場合：製造許可を受けた日から製造開始予定日の15日前までに行うこと。
変更の場合：変更の必要が生じたときに行うこと。

3 添付書類
危害予防規程届書のほか、選任にあたっては、以下の書類を添付すること。

区分	添付書類
新規	(1)制定した危害予防規程
	(2)危害予防規程附属基準類など
変更	(1)変更した危害予防規程
	(2)変更の明細を記載した書面(新旧対照表など)

高圧ガス保安統括者届書等

第一種製造者が、保安統括者等を選任または変更に伴い選任・解任し、法第27条の2第5項・第6項、第27条の3第3項および第33条第3項に基づき必要となる手続は、下記のとおりです。

1 届出単位
「製造事業所」ごとに行うこと。

2 提出時期
(1)保安統括者およびその代理者
新規選任の場合：製造開始予定日の15日前までに行うこと。
変更選解任の場合：変更後遅滞なく行うこと。

(2)保安技術管理者、保安係員、保安主任者および保安企画推進員
新規選任の場合：製造開始予定日の15日前までに行うこと。
変更選解任の場合：その年の前年の8月1日からその年の7月31日までの期間内にした選解任について、当該期間終了後遅滞なく行うこと。
ただし、選解任の都度届出を行っていただいても構いません。

3 添付書類

新規選任または 変更選解任の区分	届出様式	添付書類(押印不要)
保安統括者	保安統括者届書	選任解任一覧表 保安管理組織図 資格者を選任する場合は 製造保安責任者免状の写し(※)
保安統括者代理者	保安統括者代理者届書	
保安技術管理者	高圧ガス保安技術管理者等届書	選解任一覧表 保安管理組織図 製造保安責任者免状の写し(※)
保安係員		
保安主任者	高圧ガス保安主任者等届書	
保安企画推進員		

※免状の写しについては、講習の受講状況も確認できるようにすること。
※保安企画推進員の選任する場合は、免状の写しの添付は不要。

4 保安統括者等の職務および講習の義務等

区分	職務	講習の受講時期
保安統括者	＜法第32条第1項＞ ・高圧ガスの製造に係る保安に関する業務の統括管理	
保安技術管理者	＜法第32条第2項＞ ・保安統括者の補佐、高圧ガスの製造に係る保安に関する技術的な事項の管理	
保安主任者	＜法第32条第4項＞ ・保安技術管理者の補佐、保安係員の指揮	＜1回目＞ ・免状の交付を受けた日の翌年度の開始の日から3年以内 ・免状の交付または講習を受けた日から2年6ヵ月以上経過して選任された場合は、6ヵ月以内 ＜2回目以降＞ ・第1回の講習を受けた日の翌年度の開始の日から5年以内
保安係員	＜一般則第76条、液石則第74条＞ ・製造施設の位置、構造および設備ならびに製造の方法が技術上の基準に適合するよう監督 ・定期自主検査の実施の監督 ・製造施設および製造の方法についての巡視および点検の実施 ・作業標準、設備管理基準および協力会社管理基準ならびに災害の発生またはその恐れがある場合の措置基準に関する助言 ・災害の発生またはそのおそれがある場合における応急措置の実施	
保安企画推進員	＜一般則第77条、液石則第75条＞ ・危害予防規程の立案および整備 ・保安教育計画の立案および推進 ・保安に関する基本的方針の立案 ・作業標準、設備管理基準および協力会社管理基準ならびに災害の発生またはそのおそれがある場合の措置基準に関する指導および勧告 ・防災訓練の企画および推進 ・災害が発生した場合の原因および対策の検討 ・保安に関する情報の収集	＜1回目＞ ・選任された日から6ヵ月以内 ＜2回目以降＞ ・第1回の講習を受けた日の翌年度の開始の日から5年以内

5 保安統括者等の選任資格区分

事業所類型			保安統括者	保安技術管理者	保安主任者	保安係員	保安企画推進員
定置式	処理能力が25万㎥未満の製造者						
		(1)可燃性および毒性ガス以外の製造 (2)気化器、減圧弁による可燃性または毒性ガスの製造 (3)消費のための製造(LPガスは50万㎥未満まで) (4)LPガスの充てん(50万㎥未満まで)	○	×	×	免状	×
		(5)上記以外の製造等					
		保安統括者に資格者を選任している製造者	免状	×	×	免状	×
		その他の製造者	○	免状	×	免状	×
	処理能力が25万㎥以上～100万㎥未満の製造者						
		保安統括者に資格者を選任している製造者	免状	×	×	免状	×
		その他の製造者	○	免状	×	免状	×
	処理能力が100万㎥以上の製造者 (充填所の場合は200万㎥以上、保安用不活性ガスは0㎥、その他の不活性ガスおよび空気は1／4として計算)						
		保安統括者に資格者を選任している製造者	免状	×	免状	免状	資格
		その他の製造者	○	免状	免状	免状	資格
移動式	処理能力が100万㎥未満の製造者		○	×	×	免状	×
	処理能力が100万㎥以上の製造者 (不活性ガス、空気は1／4として計算)		○	×	免状	免状	資格

※代理者の選任についても、表に従って選任すること。

【記号の説明】○:選任が必要
×:選任不要
免状:製造保安責任者免状取得者(かつ所定の経験を有する者)の選任が必要
資格:一般則第70条または液石則第68条で定める資格者の選任が必要

6 保安統括者等の選任方法

(1)一般則適用事業所

区分	選任方法	資格要件
保安統括者	事業所ごと	なし
保安技術管理者	事業所ごと	＜処理能力100㎥万以上＞ 甲化、甲機 ＜処理能力100万㎥未満＞ 甲化、乙化、甲機、乙機 実務経験は一般則第65条1項に定めるもの (保安統括者に同様の有資格者を選任している場合は、選任不要)
保安主任者	製造施設の区分ごと	甲化、乙化、甲機、乙機 高圧ガスの製造に関する1年以上の経験
保安係員	製造施設の区分ごと 交代制の場合は直ごと	甲化、乙化、丙化、甲機、乙機 高圧ガスの製造に関する1年以上の経験
保安企画推進員	事業所ごと	一般則第70条の規定による

(2)液石則適用事業所

区分	選任方法	資格要件
保安統括者	事業所ごと	なし
保安技術管理者	事業所ごと	＜処理能力100㎥万以上＞ 甲化、甲機 ＜処理能力100万㎥未満＞ 甲化、乙化、甲機、乙機、丙化(丙特を除く) 実務経験は一般則第65条1項に定めるもの (保安統括者に同様の有資格者を選任している場合は、選任不要)
保安主任者	製造施設の区分ごと	甲化、乙化、甲機、乙機、丙化(丙特を除く) 高圧ガスの製造に関する1年以上の経験
保安係員	製造施設の区分ごと 交代制の場合は直ごと	甲化、乙化、丙化、甲機、乙機 高圧ガスの製造に関する1年以上の経験
保安企画推進員	事業所ごと	液石則第68条の規定による

7 留意事項(よくある質問)

Q1 保安統括者と保安係員は兼務可能か。

A1 以下の条件をすべて満たす場合は可能。

・液石則適用事業所で処理能力が25万Nm³／日未満であること。
・保安統括者が所定の製造保安責任者免状の交付を受けていること。
・所定の高圧ガスの製造に関する経験を有していること。
・従業員の交代制を取っていないこと。

Q2 保安統括者代理者と保安係員代理者は兼務可能か。

A2 兼務する者が、製造保安責任者免状の交付を受け、所定の経験を有する場合は、兼務することが可能。

Q3　保安統括者と保安係員代理者、または保安統括者代理者と保安係員の兼務は可能か。
A3　正と代理者の兼務は不可（A2のように代理者の兼務は可能）。

Q4　交代制を取っている事業所で現に保安係員に選任されている者が、他の直の同代理者になることは可能か。
A4　可能。

Q5　保安係員（代理者を含む）を他社の者を選任することは可能か。
A5　保安係員の職務およびその遂行に必要な権限等が事業者の規程や委託契約書で明確に定められている場合は、他の会社に所属する者を選任することが可能。

Q6　保安係員は事業所に常駐しなければならないのか。
A6　高圧ガスの製造をするときは保安係員または同代理者の常駐が必要。

Q7　保安係員代理者は講習を受けるべきか。
A7　法的な受講義務はありません。
　ただし、保安係員が疾病や事故等によって職務の遂行ができない場合には、代理者がその職務を代行することを考えると、受講しておくことが望ましい。

Q8　保安統括者等を選任する必要がない第一種製造者（例：CE 設備など）の場合、保安監督者を選任（解任）した際に届出は必要か。
A8　事業所において保安監督者の選任は必要となるが、選任（解任）に係る県への届出は不要。

高圧ガス製造開始届書

　第一種製造者が、高圧ガスの製造の事業を開始したとき、法第21条第1項に基づき必要となる手続は、下記のとおりです。

1　届出単位
「製造事業所」ごとに行うこと。

2　提出時期
製造開始後遅滞なく行うこと。

3　添付書類
なし

高圧ガス製造施設軽微変更届書

第一種製造者が、製造のための施設の位置、構造または設備について「軽微な変更の工事」に該当する工事をした際、法第14条第2項に基づき必要となる手続は、下記のとおりです。

1 届出単位
「製造事業所」ごとに行うこと。

2 提出時期
完成後遅滞なく行うこと。

3 軽微な変更工事の範囲
高圧ガスの処理量(製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない高圧ガス設備の撤去による場合を除く。)および製造施設の位置の変更を伴わないものであり、以下のようなものが該当します(具体的には県担当者に確認してください)。

施設区分	軽微な工事の範囲
高圧ガス設備	じょ限量百万分の一未満のガスが通る高圧ガス製造設備以外であって認定試験者試験合格品または高圧ガス保安協会の試験合格品(特定設備は除く)の取替
ガス設備(高圧ガス設備以外)	じょ限量百万分の一未満のガスが通るガス設備以外のガス設備(材質および気密性が同等)の変更
ガス設備以外の製造施設	設備の変更の工事
製造設備	製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない撤去の工事

4 添付書類
高圧ガス製造施設等軽微変更届書のほか、以下のような書類が必要になります。

No	必要となる書類	備考
1	委任状	代表者以外の者が手続をするとき
2	製造施設等軽微変更明細書	
3	製造施設等軽微変更明細書の添付資料	変更の内容により下記書類等を適宜添付すること
	(1)事業所全体平面図	変更部分が明確になるよう色分けするとともに、必要に応じ変更前・変更後の図面を作成して添付すること。 また、申請時から変更がない部分については、その旨を記載して省略することができます。
	(2)製造施設の配置図	
	(3)製造設備等のフローシート・配管図	
	(4)機器一覧表およびその仕様書、構造図、強度計算書等	
	(5)認定試験者等成績書の写し	
	(6)変更箇所の写真または記録	

5 提出書類作成要領
(1)高圧ガス製造施設等軽微変更届書
ア 適用規則
届出時に適用される規則を選択すること。

イ 名称(事業所の名称を含む。)
許可を受けた(許可証記載の)事業所名を記入すること。
＜記入例＞
法人:○○産業株式会社○○工場、個人:○○事業所

ウ 事務所(本社)所在地
　法人にあっては登記してある本社の所在地を記入し、個人にあっては住民登録の場所を記入すること。

エ 事業所所在地
　許可を受けた(許可証記載の)事業所所在地を記入すること。

オ 変更の種類
　変更の内容を具体的に記載すること。

カ 代表者氏名
　法人にあっては法人の名称、代表者の役職名および氏名を記入すること。
　個人にあっては氏名を記入すること。
　※届出は、当該法人の代表権を有する者が行うものですが、事業所の長等が代理人となって届出することもできます。この場合、代表者から代理人に対しての委任を証した書面(委任状)を添付すること。

(2)製造施設等軽微変更明細書作成要領
　製造施設等軽微変更明細書の記載項目およびその記載内容等は、以下の例により作成すること。

＜記入例＞

製造施設等軽微変更明細書

1 変更の目的
　変更の目的を具体的に記載すること。

2 変更の内容
　製造施設等の変更内容を明確にしながら、箇条書で簡潔に記載すること。

3 処理設備の処理能力の変更(　変更あり・変更なし　)
変更の有無を〇で囲み、変更がある場合は下記内容を記載すること。

高圧ガスの種類	設備名	処理能力(Nm³／日)			備考
		変更前	変更後	減少	

※高圧ガスの種類には、その高圧ガスの状態(圧縮、液化、圧縮＋液化)を合わせて記載すること。
※表に続けて撤去設備の計算式を設備ごとに記載すること。

4 貯蔵設備の貯蔵能力の変更(　変更あり・変更なし　)
変更の有無を〇で囲み、変更がある場合は下記内容を記載すること。

高圧ガスの種類	設備名	貯蔵能力(㎥また kg)			備考
		変更前	変更後	減少	

※高圧ガスの種類には、その高圧ガスの状態(圧縮、液化、圧縮＋液化)を合わせて記載すること。
※表に続けて撤去設備の計算式を設備ごとに記載すること。

6　製造施設等軽微変更明細書に添付して必要になる書類等
　変更の内容により、「4　添付書類」による書類を適宜添付すること。
　記載方法は、製造許可の手続の項（4（3）製造計画書に添付して必要になる書類等の作成要領）を参照のこと。

7　許可および届出の不要な工事
　製造施設、貯蔵所または消費施設において、許可および届出の不要な工事として取り扱われるものは下記のとおりです。

（1）計装類（圧力計、温度計等）の取替（同一方式の取替に限る）
（2）充てんまたは受入に係る可とう管（高圧ホースおよび金属フレキ管等）のうち、末端に位置し、従前と同じ長さで、同一型式または同等品への取替で、溶接等の現場加工（管類に係る認定試験者によるものを除く）を伴わないもの
（3）高圧ガス（その原料となるガスを含む）の通る部分の設備を構成する部分のうち、耐圧性能または気密性に直接影響のない部品または JIS 等の規格品であり、その性能が保証されているものの取替（ボルト、ナット、圧縮機のピストン、反応器の撹拌機のプロペラ、蒸留塔のトレイまたは熱交換器の邪魔板等）
（4）独立した製造設備、貯蔵設備及び容器置場の撤去の工事および製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない製造施設（高圧ガス設備を除く）の撤去の工事
※工事着手前に県担当者にその旨報告すること。
（5）高圧ガス（その原料となるガスを含む）の通らない部分の設備に係る撤去の工事または同等以上のものへの取替の工事
（6）消耗品（パッキン、ガスケット、シール材、断熱材、蓄電池、散水・噴霧ノズル、除害剤、防毒マスク防護具等）の取替

保安検査申請書

第一種製造者が、法第35条に基づき福井県知事の行う保安検査の申請を行うときに必要となる手続は、下記のとおりです(高圧ガス保安協会または指定保安検査機関が行う保安検査の場合は、申請先の指示に従うこと)。

1 申請単位
「製造事業所」ごとに行うこと。

2 提出時期
原則として保安検査の受検前に行う事前書類検査の日に行うこと。
なお、「3 添付書類」については委任状を除き事前書類検査の前日までに県担当者へメール等で別途提出すること(検査対象設備の処理能力が実施通知記載の数値から変更となる場合、手数料の金額が変わる可能性があるため、併せて連絡すること)。

3 添付書類
保安検査申請書のほか、以下のような書類が必要になります。

No	必要となる書類	備考
1	委任状	代表者以外の者が手続をするとき
2	保安検査等チェック表	必要事項を記入すること(手書き不可)
3	基準器の校正証明書の写し	
4	定期自主検査報告書	今回の保安検査受検前に実施した直近のもの
5	保安教育計画表	今年度および昨年度のもの

4 事前書類検査
(1)事前書類検査の流れ
ア 添付書類の内容確認
イ 現地での保安検査の進め方などの確認
ウ 保安検査申請書の提出および手数料の納付
エ その他

(2)事前書類検査の準備
ア Web 会議システムでの打合せの場合
(ア)画面共有機能を使用できるようにすること(必要があれば事前に接続テストを行い、円滑に進行できるようにすること)
(イ)Teams を使用する場合は、添付書類の提出時に招待メールの送信アドレスを県担当者へ連絡すること
(ウ)Teams 以外を使用する場合は、県担当者へ招待メールを送ること

イ 県庁での打合せの場合
インターネット環境に接続可能なパソコンを持参すること

5 保安検査当日
(1)保安検査当日の流れおよび準備
製造施設の技術上の基準を確認した後に、「4 事前書類検査」で確認した内容以外(事前書類検査で改善を指示された場合は、当該内容の改善状況の確認を含む)の検査(法第62条の規定に基づく立入検査)を行いますので、県担当者が確認できるよう下記の書類を準備しておくこと。
なお、書類は電子データで整理して保存し、パソコン等で確認できるように努めること。

ア　月例点検や日常点検記録などの各種記録類
イ　定期自主検査および開放検査の記録
ウ　危害予防規程および各種規程類
エ　保安教育計画および実施記録（教育資料や当日の写真等を提示すること）
オ　設備管理台帳および容器管理台帳
カ　法に基づく各種申請・届出書類（許可証、完成検査証等を含む）
キ　選任されている保安係員等の高圧ガス製造保安責任者免状
（当日に免状の提示ができない場合は、コピーでも構いませんが、法定講習の受講状況についても確認できるようにしておくこと）
ク　その他保安検査のため参考になる書類等

（2）保安検査当日の留意事項
ア　現地において当該事業所の保安係員等が必ず立ち会うこと。
イ　製造施設の技術上の基準の確認の際に漏えい試験、安全装置・圧力計・緊急遮断装置および散水装置の作動試験等を実施するため、安全かつ効率的に検査できるよう準備すること。
ウ　災害対応などにより急遽実施予定日に検査ができないことがありますので、あらかじめ御了承ください（日程調整が難しい場合は、指定保安検査機関での受検を推奨しています）。

高圧ガス保安協会（指定保安検査機関）保安検査受検届書

第一種製造者が、高圧ガス保安協会または指定保安検査機関が実施する保安検査を受検した場合に必要となる手続は、下記のとおりです。

1　届出単位
「製造事業所」ごとに行うこと。

2　提出時期
保安検査証の交付後遅滞なく行うこと。

3　添付書類
高圧ガス保安協会保安検査受検届書または指定保安検査機関保安検査受検届書のほか、保安検査時のソフト面チェック表等を添付すること。

4　留意事項
保安検査受検時に検査員がソフト面のチェックを実施しなかった場合、事業所担当者が確認した後のチェック表を提出すること

高圧ガス製造施設休止届書

第一種製造者が、製造施設の一部を休止したとき、一般則第79条第3項および液石則第77条第3項に基づき必要となる手続は、下記のとおりです。

1 届出単位
「製造事業所」ごとに行うこと。

2 提出時期
休止の必要が生じたとき。

3 添付書類
高圧ガス製造施設休止届書のほか、以下のような書類が必要となります。

No	必要となる書類	備考
1	委任状	代表者以外の者が手続をするとき
2	休止計画書	
3	休止計画書の添付資料	
	(1)使用を休止した特定施設の範囲および位置等を明示した図面	休止部分が明確になるよう図面を色分けするとともに、他の製造施設等と明確に縁切りされていることがわかる写真を添付すること
	(2)使用を休止した特定施設の写真	

4 休止計画書作成要領
休止計画書の記載項目およびその記載内容等は、以下の例により作成すること。

＜記入例＞

休止計画書

1 休止に係る措置
休止した特定施設に講じた保安上の措置を具体的に記載すること。

2 休止に伴う処理能力の変更(変更あり・変更なし)
変更の有無を〇で囲み、変更がある場合は下記内容を記載すること。

高圧ガスの種類	設備名	処理能力(Nm³／日)			備考
		休止前	休止後	減少	

※高圧ガスの種類には、その高圧ガスの状態(圧縮、液化、圧縮＋液化)を合わせて記載すること。
※同じ設備が複数ある場合は、No.1 蒸発器のように設備名に通し番号を付けること。

5 留意事項
(1)「使用を休止した特定施設」とは、高圧ガスの製造を1カ月以上継続して中止する計画をもって休止している製造施設であり、他の製造施設と明確に縁切りされていることが確認でき、 製造施設中のガスをそのガスと反応しにくい窒素等の不活性ガスで置換するなどの措置が講じてある状態のものをいいます。
なお、貯槽については、貯槽ごとに休止施設の単位とすることができます。

(2)休止施設の休止期間については休止届を受理してから3年を限度とします。
その限度を超えて継続する場合は、新たに休止届の提出が必要になります。

第一種製造事業承継届書

第一種製造者の地位を承継した者が、法第10条第2項に基づき必要となる手続は、下記のとおりです。

1 届出単位
「製造事業所」ごとに行うこと。

2 提出時期
承継後遅滞なく行うこと。

3 添付書類
第一種製造事業承継届書のほか、以下のような書類が必要になります。

区分	必要添付書類
法人	事業譲渡の場合
	(1)登記事項証明書(履歴事項全部証明書)のコピー
	(2)譲渡の事実を証明する書面(譲渡契約書の写し等)
	合併等の場合
	(1)登記事項証明書(履歴事項全部証明書)のコピー
	(2)合併等の事実を証明する書面(契約書の写し、議事録の写し等)
個人	事業譲渡の場合
	(1)住民票(市区町村長発行のもの)の写しのコピー
	(2)譲渡の事実を証明する書面(譲渡契約書の写し等)
	相続の場合
	(1)住民票(市区町村長発行のもの)の写しのコピー
	(2)戸籍謄本(市区町村長発行のもの)
	(3)相続同意証明書(法定相続人全員の証明が必要)

高圧ガス製造廃止届書

第一種製造者が、高圧ガスの製造の事業を廃止したとき、法第21条第1項に基づき必要となる手続は、下記のとおりです。

1 届出単位
「製造事業所」ごとに行うこと。

2 提出時期
廃止後遅滞なく行うこと。

3 添付書類
高圧ガス製造事業廃止届書のほか、製造設備を廃止したことがわかる写真等を添付すること。

4 留意事項
廃止届は製造施設を全て廃止する場合であり、施設(設備)の一部廃止(休止)は「休止届」(「場合によっては「変更許可」)となるので注意すること。

一般則様式第１（第３条関係）
液石則様式第１（第３条関係）

<table>
<tr><td rowspan="4">高圧ガス製造許可申請書</td><td rowspan="4">一般
液石</td><td>× 整 理 番 号</td><td></td></tr>
<tr><td>× 審 査 結 果</td><td></td></tr>
<tr><td>× 受 理 年 月 日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>× 許 可 番 号</td><td></td></tr>
<tr><td>名　　称（事業所の名称を含む。）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事 務 所 （ 本 社 ） 所 在 地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事　業　所　所　在　地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>製 造 す る 高 圧 ガ ス の 種 類</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">欠格事由に
関する事項</td><td colspan="2">１　高圧ガス保安法第３８条第１項の規定により許可を取り消され、取消しの日から２年を経過しない者</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">２　この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から２年を経過しない者</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">３　心身の故障により高圧ガスの製造を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">４　法人であつて、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの</td><td></td></tr>
</table>

年　　月　　日

代表者　氏名

福井県知事　　様

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　×印の項は記載しないこと。

一般則様式第４（第１４条関係）
液石則様式第４（第１５条関係）

<table>
<tr><td rowspan="4">高圧ガス製造施設等
変更許可申請書</td><td rowspan="4">一般
液石</td><td>×整理番号</td><td></td></tr>
<tr><td>×審査結果</td><td></td></tr>
<tr><td>×受理年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>×許可番号</td><td></td></tr>
<tr><td>名　称（事業所の名称を含む。）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事務所（本社）所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事業所所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>変更の種類</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

年　月　日

代表者　氏名

福井県知事　様

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　×印の項は記載しないこと。
３　二以上の変更の許可申請を同時に行う場合には、「変更の種類」の欄に一括申請である旨を記載すること。

コンビ則様式第５（第１５条、第１６条関係）
一般則様式第１３（第３１条、第３２条関係）
液石則様式第１３（第３２条関係）
冷凍則様式第７（第２１条、第２２条関係）

<table>
<tr><td rowspan="4">製造施設完成検査申請書</td><td rowspan="4">特定
一般
液石
冷凍</td><td>× 整 理 番 号</td><td></td></tr>
<tr><td>× 審 査 結 果</td><td></td></tr>
<tr><td>× 受 理 年 月 日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>× 許 可 番 号</td><td></td></tr>
<tr><td>名　　称（事業所の名称を含む。）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事 務 所 （ 本 社 ） 所 在 地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事　業　所　所　在　地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号</td><td colspan="3">年　月　日
福井県指令消保第　　号</td></tr>
<tr><td>完　成　年　月　日</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

年　月　日

代表者　氏名

福井県知事　様

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　×印の項は記載しないこと。

一般則様式第３２（第６３条関係）
液石則様式第３１（第６１条関係）

<table>
<tr><td rowspan="2">危害予防規程届書</td><td rowspan="2">一般
液石</td><td rowspan="2">(制定)
(変更)</td><td>×整理番号</td><td></td></tr>
<tr><td>×受理年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>名　称（事業所の名称を含む。）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>事務所（本社）所在地</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>事業所所在地</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

年　月　日

代表者　氏名

福井県知事　様

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　×印の項は記載しないこと。

一般則様式第３３（第６７条関係）
液石則様式第３２（第６５条関係）

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">高圧ガス保安統括者届書</td><td rowspan="2">一般
液石</td><td rowspan="2">(選任)
(解任)</td><td>× 整 理 番 号</td><td></td></tr>
<tr><td>×受理年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">名　　称(事業所の名称を含む。)</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事 務 所 （ 本 社 ） 所 在 地</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事　業　所　所　在　地</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">保 安 統 括 者 の 区 分</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">製　造　施　設　の　区　分</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">選
任</td><td>製造保安責任者免状の種類</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>保 安 統 括 者 の 氏 名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">解
任</td><td>製造保安責任者免状の種類</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>保 安 統 括 者 の 氏 名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">選　任
年　月　日
解　任</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">解　任　の　理　由</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

年　月　日

代表者　氏名

福井県知事　　様

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　×印の項は記載しないこと。

一般則様式第３３の２（第６７条関係）
液石則様式第３２の２（第６５条関係）

<table>
<tr><td rowspan="2">高圧ガス保安技術管理者等届書</td><td rowspan="2">一般
液石</td><td>×整理番号</td><td></td></tr>
<tr><td>×受理年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>名　　称(事業所の名称を含む。)</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事務所（本社）所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事業所所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>保安技術管理者又は保安係員の選任若しくは解任の状況</td><td colspan="3">別紙の通り</td></tr>
</table>

年　月　日

代表者　氏名

福井県知事　　様

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　×印の項は記載しないこと。
　　３　保安技術管理者又は保安係員の選任若しくは解任の状況については、別紙にできるだけ詳細に記載すること。

一般則様式第３４（第７１条関係）
液石則様式第３３（第６９条関係）

<table>
<tr><td rowspan="2">高圧ガス保安主任者等届書</td><td rowspan="2">一般
液石</td><td>× 整 理 番 号</td><td></td></tr>
<tr><td>× 受 理 年 月 日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>名　　称(事業所の名称を含む。)</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事 務 所 （ 本 社 ） 所 在 地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事　業　所　所　在　地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>保安主任者又は保安企画推進員の選任若しくは解任の状況</td><td colspan="3">別紙の通り</td></tr>
</table>

年　月　日

代表者　氏名

福井県知事　様

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　×印の項は記載しないこと。
　　３　保安主任者又は保安企画推進員の選任若しくは解任の状況については、別紙にできるだけ詳細に記載すること

一般則様式第３７（第７８条関係）
液石則様式第３６（第７６条関係）

<table>
<tr><td colspan="2">高圧ガス保安統括者
代理者届書</td><td>一般
液石</td><td>(選任)
(解任)</td><td>×整理番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td><td>×受理年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">名　　称(事業所の名称を含む。)</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務所（本社）所在地</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事業所所在地</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">保安統括者代理者の区分</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">製造施設の区分</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">選任</td><td>製造保安責任者免状の種類</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>代理者の氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">解任</td><td>製造保安責任者免状の種類</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>代理者の氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">選任
年　月　日
解任</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">解任の理由</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

年　月　日

代表者　氏名

福井県知事　　様

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　×印の項は記載しないこと。

一般則様式第２３（第４２条関係）
液石則様式第２２（第４２条関係）

<table>
<tr><td rowspan="2">高圧ガス製造開始届書</td><td rowspan="2">一般
液石</td><td>× 整 理 番 号</td><td></td></tr>
<tr><td>× 受 理 年 月 日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>名　　称（事業所の名称を含む。）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事 務 所 （ 本 社 ） 所 在 地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事　業　所　所　在　地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>製　造　開　始　年　月　日</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

年　月　日

代表者　氏名

福井県知事　　様

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　×印の項は記載しないこと。

一般則様式第５（第１５条関係）
液石則様式第５（第１６条関係）

<table>
<tr><td rowspan="2">高圧ガス製造施設
軽微変更届書</td><td rowspan="2">一般
液石</td><td>× 整理番号</td><td></td></tr>
<tr><td>× 受理年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>名　称（事業所の名称を含む。）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事務所（本社）所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事業所所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>変更の種類</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

年　月　日

代表者　氏名

福井県知事　様

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　×印の項は記載しないこと。

一般則様式第３８（第７９条、第８０条関係）
液石則様式第３７（第７７条、第７８条関係）

<table>
<tr><td rowspan="4">保　安　検　査　申　請　書</td><td rowspan="4">一般
液石</td><td>×　整　理　番　号</td><td></td></tr>
<tr><td>×　検　査　結　果</td><td></td></tr>
<tr><td>×受理年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>×　許　可　番　号</td><td></td></tr>
<tr><td>名　　称（事業所の名称を含む。）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事務所（本社）所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事　業　所　所　在　地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>製造施設完成検査証の交付年月日</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>前回の保安検査に係る保安検査証の交付年月日</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

年　　月　　日

代表者　氏名

福井県知事　　様

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　×印の項は記載しないこと。
　　３　前回の保安検査後、施設を休止した場合には、前回の保安検査に係る保安検査証の交付年月日の欄に（　）を設け、休止期間を記載すること。

一般則様式第４０（第８０条関係）
液石則様式第３９（第７８条関係）

<table>
<tr><td rowspan="2">高圧ガス保安協会
保安検査受検届書</td><td rowspan="2">一般
液石</td><td>×整理番号</td><td></td></tr>
<tr><td>×受理年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>名　称（事業所の名称を含む。）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事務所（本社）所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事業所所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>検査を受けた特定施設</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>保安検査証の検査番号</td><td colspan="3">年　月　日
高圧ガス保安協会　第　号</td></tr>
<tr><td>検査を受けた年月日</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

年　月　日

代表者　氏名

福井県知事　様

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　×印の項は記載しないこと。

一般則様式第４１（第８０条関係）
液石則様式第４０（第７８条関係）

<table>
<tr><td rowspan="2">指定保安検査機関
保安検査受検届書</td><td rowspan="2">一般
液石</td><td>× 整理番号</td><td></td></tr>
<tr><td>× 受理年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>名　称（事業所の名称を含む。）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事務所（本社）所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事業所所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>検査を受けた特定施設</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>保安検査証の検査番号</td><td colspan="3">年　月　日
指定保安検査機関名　第　号</td></tr>
<tr><td>検査を受けた年月日</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

年　月　日

代表者　氏名

福井県知事　様

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　×印の項は記載しないこと。

一般則様式第３７の２（第７９条、第８０条関係）
液石則様式第３６の２（第７７条、第７８条関係）

高圧ガス製造施設休止届書	一般 液石	× 整 理 番 号	
		× 受 理 年 月 日	年　月　日
名　　称（事業所の名称を含む。）			
事 務 所 （ 本 社 ） 所 在 地			
事　業　所　所　在　地			
使 用 を 休 止 し た 特 定 施 設			
休　止　期　間		年　月　日～　年　月　日	
休　止　理　由			

年　月　日

代表者　氏名

福井県知事　　様

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　×印の項は記載しないこと。

一般則様式第３（第９条関係）
液石則様式第３（第１０条関係）

<table>
<tr><td rowspan="2">第一種製造事業承継届書</td><td rowspan="2">一般
液石</td><td>×整理番号</td><td></td></tr>
<tr><td>×受理年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>承継された第一種製造者の名称
（事業所の名称を含む。）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>承継された事業所所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>承継後の名称
（事業所の名称を含む。）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事務所（本社）所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

年　月　日

代表者　氏名

福井県知事　様

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　×印の項は記載しないこと。

一般則様式第２４（第４２条関係）
液石則様式第２３（第４２条関係）

<table>
<tr><td rowspan="2">高圧ガス製造廃止届書</td><td rowspan="2">一般
液石</td><td>×整理番号</td><td></td></tr>
<tr><td>×受理年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>名　　称（事業所の名称を含む。）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事務所（本社）所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事業所所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>製造廃止年月日</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>製造廃止の理由</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

年　月　日

代表者　氏名

福井県知事　　様

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　×印の項は記載しないこと。